

環 境 第 6 3 3 号
平成28年 6 月 8 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

北海道知事 高橋 はるみ

新得発電所建設計画環境影響評価方法書に関する知事意見について

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出しますので、十分ご勘案くださるようお願いいたします。

(環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ)

1 総括的事項

- (1) 事業に関する調査、予測及び評価手法を選定するに当たり、その前提となる工事の方法及び供用時の状況等の事業特性についても、具体的かつ分かりやすく記載すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺の動植物に関する情報の収集に当たり、最新の調査報告書等の入手に努めるとともに、専門家及び地域住民から当該地域に係る情報収集を継続的に行い、準備書の内容に反映させること。
- (3) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくなど、利便性の向上及び住民等との相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

大気質、騒音及び振動の生活環境に対する影響の調査、予測及び評価にあたっては、残土の土捨て場への搬入予定期間及び工事用資材等の運搬経路を具体的に準備書に記載すること。

(2) 水環境

十勝川に隣接して実施する工事であることから、土工事及び建設発生土の処理に伴う水の濁りの予測及び評価については、具体的な対策方法を示し、工事施工中、完了後における環境保全措置について検討し、準備書に記載すること。

また、新設する新得発電所は、現有施設より最大使用水量が $3.2\text{m}^3/\text{s}$ 多いものであるため、特に融雪期及び降水出水期に東大雪湖への流入量が現況より減少することや、流量が少ない時期に水質の変化が危惧されることから、適切に調査地点を選定し、季節別に調査、予測及び評価を定量的に行うこと。

(3) 動物・植物

ア 方法書の文献調査では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、オオタカ、ハヤブサ、シマフクロウなどが確認されており、調査に当たっては、生息を攪乱しないよう、調査実施及び生息情報の取扱いには慎重を期すとともに、調査方法や生息に関する情報の準備書への記載方法などについては、専門家、関係機関等に助言・指導を求めること。

イ 「工事用資材等の運搬」、「建設機械の稼働」により発生する騒音・振動による希少猛禽類等への影響が懸念されることから、これら環境影響要因についても評価項目に選定するとともに、発破作業に伴う騒音・振動についても、「造成等の施工による一時的な影響」の中で、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 改変跡地及び土捨て場の緑化に使用する在来植物種について、具体的な種名及び種子の採取方法を準備書に記載すること。

(4) 生態系

ア 対象事業実施区域の生態系を特徴づける動植物種・群集について、上位性、典型性、特殊性の各区分を代表する種・群集を抽出するとともに、事業の実施による影響を予測及び評価し、準備書

に記載すること。

イ 当該事業の実施により十勝川からの取水量が増加するため、十勝川及びその下流にある東大雪湖及びその周辺の生態系への影響が懸念される。対象事業実施区域及びその周辺には採餌を河川・湖沼に依存する希少種が生息している可能性があることから、当該事業の実施が要因となる河川・湖沼の生態系の変化が本地域の生態系上位種に与える影響について、調査、予測及び評価すること。

(5) 廃棄物

工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土について、排出方法、処理方法及びその検討経過を明らかにした上で、排出量及びその処理方法について適正に調査、予測及び評価を行うこと。